

一般社団法人千葉県社会福祉士会
役職員慶弔見舞金規程

規程第 15 号
平成 24 年 10 月 28 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下「本会」という。）の役職員に慶弔事があった際の慶弔金及び見舞金等の支払いについて定めることを目的とする。

(役職員)

第 2 条 この規程において「役職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 本会の理事
- (2) 本会の監事
- (3) 本会に勤務する職員

(種類)

第 3 条 この規程において慶弔見舞金の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3)弔慰金
- (4) 傷病見舞金
- (5) 永年勤続表彰金

2 (1) 及び (2) については、本会の理事及び監事に適用しない。

(届出)

第 4 条 第 2 条に定める者が、この規程の定めるところにより慶弔見舞金の支給を受けようとするときは、事務局長に届け出るものとする。

2 前項の届出に際し、事務局長が確認のため必要と認めたときは、事実を証明する書類の提出を求めることができる。

(重複支給の禁止)

第 5 条 この規程による慶弔見舞金は、同一世帯の 2 名以上が勤務している場合で同一の事由によるときは、原則として重複して支給しない。

(社会保険などとの関係)

第 6 条 この規程に定める慶弔見舞金は、労働者災害補償および各種社会保険による給付にかかわりなく支給する。

(結婚祝金)

第 7 条 本人が結婚したときは、結婚祝金として 1 万円を支給する。

2 結婚の当事者がいずれも第 2 条第 3 号に規定する職員である場合は、前項の祝金は当事者双方に支給する。

(出産祝金)

第 8 条 本人または配偶者が出産したときは、出産祝金として 1 子につき 1 万円を支給

する。

2 本人及び配偶者がいずれも第2条第3号に規定する職員である場合は、前項の祝金は本人及び配偶者に支給する。

(弔慰金)

第9条 次に掲げる本人または親族が死亡したときは、次の各号により弔慰金を支給する。

- (1) 本人遺族に対して5万円を支給する。
- (2) 親族の範囲を次のとおりとし、本人に対して1万円を支給する。
 - ① 本人の父母（養子の場合は養父母）
 - ② 本人の配偶者
 - ③ 本人の子女

(傷病見舞金)

第10条 本会の業務に起因して負傷または被病し、医師の診断によって7日間以上の入院または療養をした場合に、傷病見舞金として1万円を支給する。

(永年勤続表彰金)

第11条 第2条第3号に定める者が、次に掲げる勤続年数に達したとき、次の各号のとおり永年勤続表彰金を支給する。

- (1) 勤続10年に達した者3万円
- (2) 勤続20年に達した者4万円
- (3) 勤続30年に達した者5万円
- (4) 勤続40年に達した者6万円

(改廃)

第12条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。